

第3編 クラブ会計

135 頁

第1章 クラブ会計事務の原則（基本的な決まり）と大綱（基本的な事項）

136 頁

第2章 運営費会計

I. 運営予算

A. 運営予算の作成

B. 運営予算の執行

II. 収 入

A. クラブ会費

1. クラブ会費（経常年間会費）の額

137 頁

2. クラブ会費の徴収

B. クラブ入会金

C. ファイン

D. その他収入

III. 支 出

A. 国際協会入会金

B. 負担金及び拠出金

1. 負担金などの額

2. 負担金などの納入

140 頁

第3章 事業費会計

A. 事業予算の作成

B. 事業資金の調達

C. 当年度収支差額の処分

141 頁

第4章 会計費会計

A. 会計費の額とその徴収

B. 会食費会計の処理

クラブ会計 (135 頁)

基本は予算と決算の単年度会計ですが、正規の簿記の原則による複式簿記で記帳・整理します。又準拠する基準は団体会計(改正前公益法人会計)によることが望ましい。

↓

減価償却は行いません。全額購入時に、例えばパソコン 150,000 円なら、消耗品費 150,000 円として処理し、214 頁にあります様に、物品資産の明細に記入します。

クラブ会計事務の原則と大綱 (135 頁)

- クラブ会計は

運営費会計	}	經常会計 (一般会計)
事業費会計		
会食費会計		
+		
特別会計 (例えば周年会計)		

- 原則として各經常会計間の流用は認められていない。(135 頁) (レジメ 5 頁)

↓

特に事業資金会計は他のどの会計への流用も禁止されており、これが他の多くの奉仕団体との根本的な違いである。

- クラブ会計の執行者として理事会で専決できるのは、運営予算と会食予算のみであるが、最終決算は例会承認が必要である。

運営費会計 (136 頁)

I. 運営費予算

A) 運営費予算の作成

1. ~5. 本文参照

B) 運営費予算の執行

1. 理事会は厳正な予算執行

2. 財務委員会は厳格な予算執行の監督

3. 上記 1、2 の規定緩衝処置として運営予算内での科目間流用は理事会の承認のもと認められている。

II. 収入

A) クラブ会費

1. クラブ会費の額

(a) ~ (h) 本文参照

(特に (f) (g) (h) には気を付けること。)

2. クラブ会費の徴収

(a) ~ (e) 本文参照

*徴収はクラブ幹事の責任で財務委員会が手伝う。

*退会者への未経過分の返戻は各クラブで決める。ただし国際会費の返戻は行われない。

B) クラブ入会金

1. ~3. 本文参照

C) ファイン

ファインは一般的にはT. Tによって課されるが、ファインを課するのは1例会において2回までとし、限らず例会中(もしくは例会当日中)に内訳を付けて会計に渡すこと。

ファインは原則運営費会計へ。

D) その他の収入

1. ~3. 本文参照

III. 支出 別紙明細①参照

A) 国際協会入会金

1. ~3. 本文参照

B) 負担金および拠出金

1. 負担金などの額

本文参照

*終身会費について(c)注意

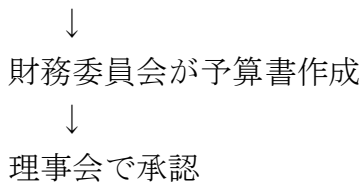
2. 負担金などの納入

(a) ~ (f) 本文参照

事業費会計（140 頁）

A. 事業予算の作成

1. 理事会がクラブ・アクティビティを計画



2. 事業費予算は資金獲得事業から得るのが望ましい。

↓
外部より資金を得るため資金の管理及処分はクラブとして特に気を付けて適正に行われるべきである。

B. 事業資金の調達

- 財務委員会（最終的にはクラブ）は、事業費の財源を確保することが務めである。

↓
確保とは例えば事業費獲得のアクティビティで予定額に達しない場合の対策を考えておくこと。

- 各クラブ事業で補償問題が起きる可能性があれば、適当な保険を掛ける。

- 具体的な事業資金調達方法

1. 資金獲得事業よりの収入
2. 会員よりのドネーション
3. 会員拠出金
4. 賛助金
5. 特品販売益
6. ファイン
7. 会食費当年度収支差額

C. 決算および当年度収支差額の処分

- 各事業委員長による決算と収支差額は 理事会で報告し、事業費の通帳へ納入すること。

会食費会計（141 頁）

A. 会食費の額とその徴収

- 会食費は実費を旨とし、収支差額（剰余金）を発生させてはならない。（原則使い切る。）
- 会食費は理事会が定め、例会承認を得なければならない。
- 会食費は会費とともに前納
- 例会欠席者の会食費は通常返戻しない。
ーメイクアップした欠席者へは返戻できる。（理事会の決議が必要）
- 途中退会者分は各クラブで決める。
- 会食費の収支差額（剰余金）は、事業費・運営費・特別会計のいずれにも振替可。 会食費として次期への繰越は認められない。（142 頁、2 参照）
- 会食費の不足を役員必携上は前提としていない。
↓
もし不足の場合、140 頁 B. 事業資金の調達、2. 会員寄付収入（ドネーション）参照。
もしくは補正予算を組む。

別紙明細①

214 頁 付表 18 貸借対照表の下に

繰越金（剰余金）処分

科目	〇〇期末 剰余金残高		次期繰越金
運営費会計繰越額		次年度運営費として繰越	
事業費会計繰越額		次年度事業費として繰越	
会食費会計繰越額		次年度事業費として繰越	
事業費積立金会計繰越額		次年度事業費積立金会計 として繰越	
合計			

次期繰越可能項目

- 運営費 → 運営費（多額の場合、会費等の見直し）・事業費
- 事業費 → 事業費・事業費積立金
- 会食費 → 運営費・事業費

*会食費は会食費としての繰越は認められない。

別紙明細②

国際協会・複合・地区の各費用

*国際協会 (レート 1\$= 円)	正会員	家族会員	備考
国際会費	43\$	(21.5\$)	年額
国際協会入会金	25\$	25\$	

* 3 3 5 複合地区

複合地区費	130 円	(65 円)	月額
複合地区大会費	50 円	(25 円)	月額

* 3 3 5 - A 地区

地区会費	1,100 円	(550 円)	月額
地区大会費	150 円	(75 円)	月額
2020 年東京オリンピック・パラリンピック協力金	1,000 円	徴収しない	年額 前期に徴収
緊急援助資金	1,000 円	徴収しない	年額 前期に徴収
一般社団法人日本ライオンズ会費	50 円	徴収しない	

*ライオン誌

ライオン誌特別負担金	徴収しない	徴収しない	
ライオン誌送料 個人発送の場合	徴収される可能性あり (クラブ運営費会計にて要予算計)	徴収しない	

*クラブ

年次大会費			
例会会場費			
例会運営費			